

第 3 5 号議案

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

（事務の委任）

第 2 2 条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの条例による改正前の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により区長が行った行為で現に効力を有するものは、この条例による改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により足立区教育委員会が行った行為とみなす。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の事務を足立区教育委員会に委任することに

伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。